

## 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について

軽度者（要支援1・2、要介護1）への福祉用具貸与については、その状態像から見て使用が想定しにくいとして、原則貸与対象外となる種目（対象外種目）が定められています。

ただし、軽度者であっても、その状態像に応じ利用が必要と想定される場合は、例外的に給付を受けることができます。

### <対象外種目>

1. 車いす
2. 車いす付属品
3. 特殊寝台
4. 特殊寝台付属品
5. 床ずれ防止用具
6. 体位変換器
7. 認知症老人徘徊感知機器
8. 移動用リフト（つり具の部分を除く）
9. 自動排泄処理装置

### <例外給付の判断>

#### 1) 認定調査の結果から例外給付の状態像と認められる場合

直近の要介護（要支援）認定における認定調査票（基本調査）の結果が、下記（表1）の「認定調査の結果」に該当する場合、例外的に給付を受けることができます。市への報告は不要です。

#### 2)（表1）においてア（二）およびオ（三）の状態像である場合

主治医から得た情報および福祉用具専門相談員等が参加するサービス担当者会議等を通じたケアマネジメントにより、ケアマネジャー等が福祉用具貸与の判断をします。

#### 3)（表1）の状態像でない場合

下記（表2）のいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要であると判断されている場合、市に書類を提出し、確認を得ることで貸与が認められます。

(表1) 例外的に貸与が認められる状態像

対象外種目	状態像	認定調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する方 (一) 日常的に歩行が困難な方  (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる方	<u>基本調査1-7:歩行</u> 「3. できない」 該当する調査項目なし
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する方 (一) 日常的に起き上がりが困難な方  (二) 日常的に寝返りが困難な方	<u>基本調査1-4:起き上がり</u> 「3. できない」 <u>基本調査1-3:寝返り</u> 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な方	<u>基本調査1-3:寝返り</u> 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する方 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある方  (二) 移動において全介助を必要としない方	<u>基本調査3-1:意思の伝達</u> 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は <u>基本調査3-2～基本調査3-7:記憶・理解のいずれか</u> 「2. できない」 又は <u>基本調査3-8～基本調査4-15:徘徊、外出して戻れない、精神・行動障がい</u> のいずれか 「1. ない」以外 その他、 <u>主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合</u> も含む。  <u>基本調査2-2:移動</u> 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト(つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する方 (一) 日常的に立ち上がりが困難な方  (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする方  (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる方	<u>基本調査1-8:立ち上がり</u> 「3. できない」  <u>基本調査2-1:移乗</u> 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 該当する調査項目なし
カ 自動排泄処理装置(注)	次のいずれに該当する方 (一) 排便が全介助を必要とする方  (二) 移乗が全介助を必要とする方	<u>基本調査2-6:排便</u> 「4. 全介助」  <u>基本調査2-1:移乗</u> 「4. 全介助」

(注) カの自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)については、要支援1・2、要介護1～3の方を軽度者といいます。

(表2)

<p>i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に(表1)で定める福祉用具が必要な状態に該当する方 (例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象等)</p>
<p>ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに(表1)で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる方 (例 がん末期の急速な状態悪化等)</p>
<p>iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から(表1)で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる方 (例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避等)</p>